



福島医発第2092号(地)

平成21年 1月 9日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律等
の周知について

「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律」(平成20年法律第77号)が平成20年6月18日に公布され、平成20年12月1日から施行された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありました。

今回の改正は、特別遺族給付金の請求期限が、「石綿による健康被害の救済に関する法律」(平成18年法律第4号。以下「石綿救済法」という。)の施行の日から6年を経過したとき(平成24年3月27日)までに3年延長されたこと、また、特別遺族給付金の支給対象が、石綿救済法の施行の前日(平成18年3月26日)までに死亡した労働者等の遺族の方であって、労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が時効(労働者が死亡した日の翌日から5年を経過)により消失した方にも拡大されたこと等、救済内容の充実が図られたものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、本制度の円滑な実施のため、会員各位への周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

また、厚生労働省において作成された周知用ポスター・リーフレットを併せてお送りいたします。各医療機関に対しては、福岡労働局より直接配布される予定です。

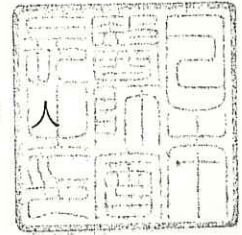
小郡三井医師会より

産業保健担当理事 毛利康茂
学術担当理事 永田正和
会長 丸山 泉

医発第924号(保201)
平成20年12月17日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐 澤 祥



石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律等の周知について

石綿による健康被害については、大きな社会問題となり、各省庁等において様々な取組みが行われております。

今般、「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律」(平成20年法律第77号。以下「改正石綿救済法」という。)が平成20年6月18日に公布され、平成20年12月1日から施行されました。

今回の改正は、特別遺族給付金の請求期限が「石綿による健康被害の救済に関する法律」(平成18年法律第4号)の施行の日から6年を経過したとき(平成24年3月27日)までに延長されたこと、また、特別遺族給付金の支給対象が石綿救済法の施行の前日までに死亡した労働者等の遺族の方であって、労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が時効により消滅した方に拡大されたこと等、救済内容の充実が図られたものであります。

本改正に伴い、厚生労働省より適切に特別遺族給付金等の請求手続きが行われるよう、周知用ポスター等を作成し、都道府県医師会および医療機関あてに配布する旨の連絡があり、本会あてに協力依頼がありましたのでご連絡申し上げますとともに、貴会会員のご協力が得られますよう、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件に関し、あらためて都道府県労働局より都道府県医師会に訪問のうえ、ご協力依頼申し上げる予定でありますので、その際にはご対応くださいますようお願い申し上げます。

また、周知用ポスター等につきましては、12月中に都道府県労働局から各医療機関あてに直接配布される予定であります。

[添付資料]

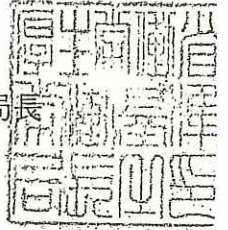
1. 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律等の周知について(依頼)
(平20.12.8 基発第1208003号 厚生労働省労働基準局長通知)
2. 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行に係る周知広報について(平20.10.22 基労管1021002号 都道府県労働局労働基準部労災補償課長あて文書)
3. 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の概要
4. 周知広報用ポスター
5. 周知広報用リーフレット



基発第1208003号
平成20年12月8日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省労働基準局長



石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律等の
周知について（依頼）

平素より労働基準行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

また、石綿による疾病に係る労災補償制度の周知等については、特段の御配慮を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律」（平成20年法律第77号。以下「改正石綿救済法」という。）が平成20年6月18日に公布され、同年12月1日から施行されました。

改正石綿救済法により、特別遺族給付金の請求期限が「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成18年法律第4号。以下「石綿救済法」という。）の施行の日から6年を経過したとき（平成24年3月27日）までに延長されました。

また、特別遺族給付金の支給対象が石綿救済法の施行の日の前日（平成18年3月26日）までに死亡した労働者等の遺族の方であって、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が時効により消滅した方に拡大されました。

この施行に当たり、政府では、適切に特別遺族給付金等の請求手続が行われるよう、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

つきましては、都道府県労働局から都道府県医師会及び医療機関に対してポスター、リーフレットを送付することとしておりますので、貴会におかれましても、都道府県医師会及び貴会会員各位に対する周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労災保険法に基づく給付の対象となっているほか、労働者以外の方に対する石綿救済法に基づく救済給付についても改正（医療費等の支給対象期間の拡大等）が行われたことについて併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

基 労 管 1021002 号
平成20年10月22日

都道府県労働局
労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課長
(公 印 省 略)

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行
に係る周知広報について

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第77号。以下「改正石綿救済法」という。)については、平成20年12月1日から施行することとされているが、その施行に当たっては、特に周知広報が重要となるので、下記の事項を十分理解の上、確実な実施が図られるよう特段の御配慮をお願いする。

なお、周知広報に当たっては、送付するポスター、リーフレットを活用するなど確実かつ円滑な実施について工夫されたい。

また、各都道府県労働局(以下「労働局」という。)における周知広報の実施状況については、後日報告していただくことを予定しているので、御承知おき願いたい。

記

1 改正石綿救済法に係る周知広報に当たっての留意点

改正石綿救済法の周知広報を行う際には、以下の点に留意すること。

(1) 改正石綿救済法により、

- ① 特別遺族給付金の請求期限が「石綿による健康被害の救済に関する法律」(平成18年法律第4号。以下「石綿救済法」という。)の施行の日から6年を経過したとき(平成24年3月27日)までに延長されたこと。
- ② 特別遺族給付金の支給対象が石綿救済法の施行の日の前日(平成18年3月26日)までに死亡した労働者等の遺族であ

って、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号。以下「労災保険法」という。）の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した者に拡大されたこと。

- （２）平成１５年１２月１日から平成１８年３月２６日までに死亡した労働者の遺族に対しては、労災保険法の規定による遺族補償給付の請求が確実に行われるよう周知徹底を図ること。

２ 本省における実施事項

（１）ポスターの送付及び掲示

ポスターを労働局、学術団体、事業主団体、労働組合、患者団体（別紙１）並びに独立行政法人環境再生保全機構及び環境省地方環境事務所に送付するとともに、ＪＲ駅等に掲示する。

（２）リーフレットの送付

リーフレットを労働局、学術団体、事業主団体、労働組合、患者団体（別紙１）並びに独立行政法人環境再生保全機構及び環境省地方環境事務所に送付する。

（３）新聞広告の掲載

新聞広告を、１１月下旬に、別紙２のとおり全国紙に１回、地方紙に１回、業界紙に１回各々掲載する。

（４）記者発表、ホームページへの登載等

「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」の閣議決定（平成２０年９月９日）に合わせ、改正石綿救済法の施行日や概要について、記者発表するとともに、厚生労働省のホームページに登載した。また、改正石綿救済法の改正内容（特別遺族給付金関係部分）に関する資料を、今後同ホームページに登載する予定である。さらに、順次、広報誌への掲載を行う。

３ 労働局における実施事項

本省よりポスター、リーフレットが送付され次第、速やかに以下を実施すること。

（１）ポスターの送付及び掲示

イ 労働局、労働基準監督署（以下「監督署」という。）及び公共職業安定所（以下「安定所」という。）に掲示する。

ロ 管内の地方公共団体、保健所及び関係の公的機関等に送付の上、その掲示について協力を依頼する。

（２）リーフレットの備付け及び送付

イ 労働局、監督署及び安定所の窓口に備え付ける。

ロ 管内の地方公共団体、保健所及び関係の公的機関等に送付の上、窓口での備付けを依頼する。

(3) 地方公共団体の広報紙（誌）等への記事掲載

地方公共団体及び関係の公的機関等の広報紙（誌）、ホームページ等への記事掲載を依頼する。なお、依頼に当たっては、可能な限り早い時期に記事掲載が行われるよう依頼する。

(4) 労働局独自の取組み

改正石綿救済法の施行に係る周知広報のための経費として、11月1日付けで示達を行うので、各労働局において、管内状況等を踏まえた独自の取組（例：地方紙への広告掲載、石綿関連疾患に係る労災請求が多い管内の駅へのポスター掲示、電車中吊り広告、庁外外壁における懸垂幕、局等のホームページへの記事掲載など）を行う等効果的な周知広報を行う。

以 上

事業主団体等一覧

1	(財) 安全衛生技術試験協会理事長	57	(社) 日本建築士会連合会会長
2	(財) 建設業振興基金理事長	58	日本建築士事務所協会連合会会長
3	(財) 産業医学振興財団理事長	59	(社) 日本航空宇宙工業会会長
4	(社) セメント協会会長	60	(社) 日本産業車両協会会長
5	(社) プレハブ建築協会会長	61	(社) 日本自動車部品工業会会長
6	(社) ボイラ・クレーン安全協会会長	62	(社) 日本舟艇工業会会長
7	(社) 建設産業専門団体連合会会長	63	(社) 日本接着剤工業会会長
8	(社) 建設荷役車両安全技術協会会長	64	(社) 日本塗料工業会会長
9	(社) 建築業協会会長	65	(社) 日本船用工業会会長
10	(社) 産業安全技術協会会長	66	(社) 日本ビルディング協会連合会会長
11	(社) 全国建設業協会会長	67	(社) 不動産協会理事長
12	(社) 全国建設産業団体連合会会長	68	(社) 日本経済団体連合会常務理事
13	(社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長	69	(社) 日本自動車工業会会長
14	(社) 全国中小建設業協会会長	70	住宅リフォーム推進協議会会長
15	(社) 全国中小建築工事業団体連合会会長	71	セメントファイバーボード工業組合理事長
16	(社) 全国労働衛生団体連合会会長	72	せんい強化セメント板協会会長
17	(社) 全日本トラック協会会長	73	全国石綿スレート協同組合連合会会長
18	(社) 日本クレーン協会会長	74	日本窯業外装材協会会長
19	(社) 日本中小型造船工業会会長	75	陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
20	(社) 日本ボイラ協会会長	76	林業・木材製造業労働災害防止協会会長
21	(社) 日本化学工業協会会長	77	押出成形セメント板 (ECP) 協会会長
22	(社) 日本化学物質安全・情報センター会長	78	化成品工業協会会長
23	(社) 日本機械工業連合会会長	79	石油化学工業協会会長
24	(社) 日本建設機械化協会会長	80	石油連盟会長
25	(社) 日本建設機械工業会会長	81	全国建設業協同組合連合会会長
26	(社) 日本建設業団体連合会会長	82	全国建設産業協会会長
27	(社) 日本作業環境測定協会会長	83	全国社会保険労務士会連合会会長
28	(社) 日本産業機械工業会会長	84	中央労働災害防止協会会長
29	(社) 日本自動車整備振興会連合会会長	85	電気事業連合会会長
30	(社) 日本石綿協会会長	86	日本鉱業協会
31	(社) 日本倉庫協会会長	87	日本鉄道車輛工業会会長
32	(社) 日本造船工業会会長	88	日本無機薬品協会会長
33	(社) 日本鉄鋼連盟会長	89	普通鋼電炉工業会会長
34	(社) 日本鉄道建設業協会会長	90	日本商工会議所会頭
35	(社) 日本電機工業会会長	91	全国中小企業団体中央会常務理事
36	(社) 日本電力建設業協会会長	92	日本労働組合総連合会総合労働局長
37	(社) 日本土木工業協会会長	93	全国建設労働組合総連合会中央執行院長
38	(社) 日本道路建設業協会会長	94	全日本造船機械労働組合中央執行委員長
39	(社) 日本保安用品協会会長	95	全日本港湾労働組合中央執行委員長
40	(社) 日本民営鉄道協会会長	96	全日本建設交運一般労働組合
41	(社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長	97	全国商工団体連合会
42	大阪石綿紡織工業会会長	98	全国労働安全衛生センター連絡会議
43	関西化学工業協会会長	99	中皮腫・じん肺・アスベストセンター
44	建設業労働災害防止協会会長	100	中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会
45	鉱業労働災害防止協会会長	101	働く者の命と健康を守る全国センター
46	港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長	102	生活関連公共事業推進連絡会議中央執行委員長
47	(社) 住宅生産団体連合会会長	103	全国労働基準関係団体連合会会長
48	(社) 全国建設機械器具リース業協会会長	104	日本呼吸器学会
49	(社) 全日本建築士会会長	105	日本医学放射線医学会
50	(社) 日本DIY協会会長	106	特定非営利法人日本呼吸器外科学会
51	(社) 日本エレベータ協会会長	107	日本癌学会
52	(社) 日本化学会会長	108	日本産業衛生学会
53	(社) 日本建材産業協会会長		
54	(社) 日本建築家協会会長		
55	(社) 日本建築学会会長		
56	(社) 日本建築材料協会会長		

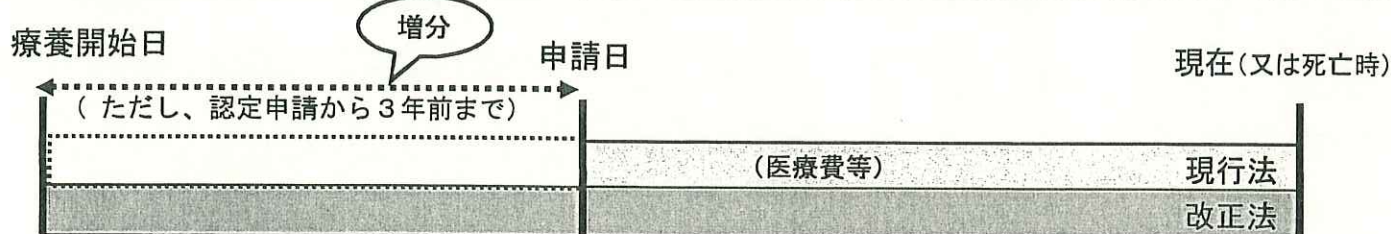
掲載紙一覧

(中央紙)	(地方紙)
朝日新聞	北海道新聞
産経新聞	中日新聞(東京新聞)
日本経済新聞	西日本新聞
毎日新聞	東奥日報
読売新聞	デーリー東北
(業界紙:建設業界)	岩手日報
日刊建設工業新聞	河北新報
建設通信新聞	秋田魁新聞
(業界紙:製造業)	山形新聞
日刊工業新聞	福島民報
日経産業新聞	福島民友新聞
	茨城新聞
	下野新聞
	上毛新聞
	埼玉新聞
	千葉日報
	神奈川新聞
	新潟日報
	北日本新聞
	北國新聞
	福井新聞
	山梨日日新聞
	信濃毎日新聞
	岐阜新聞
	静岡新聞
	伊勢新聞
	京都新聞
	神戸新聞
	奈良新聞
	紀伊民報
	日本海新聞
	山陰中央新報
	山陽新聞
	中国新聞
	山口新聞
	徳島新聞
	四国新聞
	愛媛新聞
	高知新聞
	佐賀新聞
	長崎新聞
	熊本日日新聞
	大分合同新聞
	宮崎日日新聞
	南日本新聞
	沖縄タイムス
	琉球新報

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の概要

1. 医療費・療養手当の支給対象期間の拡大

《改正法》医療費等の支給対象期間を拡大し、「申請日から」を「療養を開始した日から」とする。

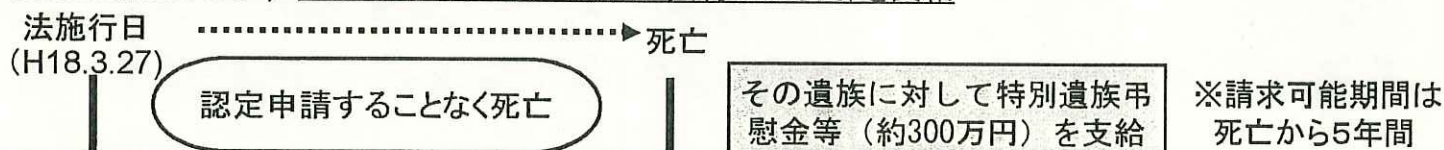


※医療費等が特別遺族弔慰金等(約300万円)に満たない場合は差額を救済給付調整金として支給する。

2. 制度発足後における未申請死亡者の扱い

《改正法》施行日以後において認定申請することなく死亡した者の遺族に対しても救済できるよう措置する。

【現行法】救済なし⇒【改正法】特別遺族弔慰金等(約300万円)を支給



※死亡後、解剖等により石綿による疾患と判明した場合などが想定される。

3. 特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限の延長

「平成21年3月27日(施行日から3年)」→「平成24年3月27日(施行日から6年)」まで延長

3年延長

4. 特別遺族給付金の支給対象の拡大

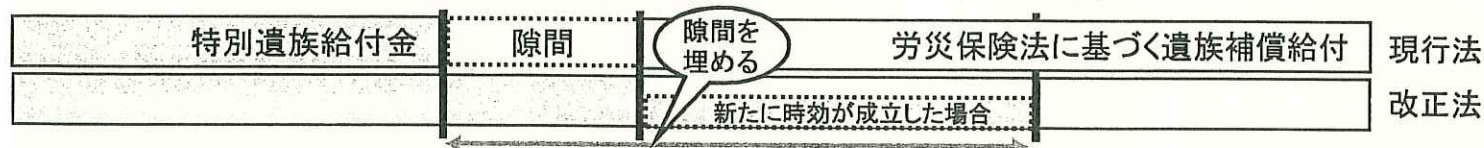
《改正法》支給対象の範囲を拡大する措置を講ずる。

労働者の死亡時期による改正法のカバー範囲

(H13.3.26)

(H15.12)

(H18.3.26)



※法施行後5年までに労災保険法上の遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した者(H18.3.26までに死亡した者の遺族)も救済対象とする(新たな「隙間」対策)。

5. その他

○事業所の調査等

《改正法》国による石綿を使用していた事業所の調査やその結果の公表等の徹底を図る。

○施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日(平成20年12月1日)から施行

石綿（アスベスト）健康被害者のご遺族の皆さまへ。

「特別遺族給付金」に関する、 大切なお知らせです。

「石綿による健康被害の救済に関する法律（石綿救済法）」の改正により、

特別遺族給付金の
請求期限

平成24年3月27日までに
延長されました。

特別遺族給付金の
支給対象

平成18年3月26日までに
亡くなった労働者のご遺族の方^(注)
へと拡大されました。

(注) 労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効(5年)によって消滅した場合に限られます。

※「改正石綿救済法」は、平成20年12月1日より施行されます。

お問い合わせ先

- 特別遺族給付金の請求手続きなどのご相談については、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせください。
- 労災保険の給付対象とならない方の救済給付については、独立行政法人環境保全再生機構(☎0120-389-931)までお問い合わせください

厚生労働省のホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

トップページの「重要なお知らせ」から、アスベストのページをご覧ください
(労災認定等事業場一覧表の公表を行っています)。

久保純子

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律
(以下「改正石綿救済法」といいます。)が平成20年12月1日より施行されます。
この改正により、以下の点が変更されますのでご注意ください。

① 特別遺族給付金の請求期限の延長

平成24年3月27日までに延長されました。

② 特別遺族給付金の支給対象の拡大

(1)平成18年3月26日までに亡くなった労働者(又は特別加入者。
以下同じ。)のご遺族の方^(注)へと拡大されました。

(注) 労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効(5年)によって消滅した場合に限られます。

(2)以下のように労働者が亡くなった時期により支給対象となる
給付が異なります。



① 平成15年11月30日までに亡くなった場合

- 改正石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給対象となります。

② 平成15年12月1日から平成18年3月26日までに亡くなった場合

- 労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となりますので、お早めに請求手続を行ってください。
- ただし、改正石綿救済法の施行日(平成20年12月1日)以後、労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が労働者が亡くなった日の翌日から5年を経過したことにより時効で消滅した場合には、特別遺族給付金の支給対象となります。

③ 平成18年3月27日以降に亡くなった場合

- 労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となります。労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利は労働者が亡くなった日の翌日から5年で消滅しますので、お早めに請求手続を行ってください。

★請求手続は、所定の請求書により労働基準監督署で行ってください。

※中皮腫で亡くなった労働者の石綿ばく露作業への従事期間が短い場合(1年未満)や、カルテやエックス線写真等がないために亡くなった労働者の肺がんの原因が石綿によるものかどうか不明な場合であっても、特別遺族給付金の支給が認定されることがありますので、都道府県労働局または労働基準監督署へご相談ください。

救済給付(環境保全再生機構から給付)についても改正が行われました。

☆改正の内容についてはこちらをご覧ください。

<http://www.env.go.jp/air/asbestos/kaisei080618/index.html>

☆救済給付の手続は、独立行政法人環境保全再生機構、環境省地方環境事務所、最寄りの保健所で行っています。

【お問い合わせ】 ☎0120-389-931 <http://www.erca.go.jp/asbestos/>

※救済給付との同時請求について

石綿を原因とする病気について、その原因が仕事によるものであるのか仕事以外のものであるのか分からない場合、特別遺族給付金の請求と救済給付の申請、あるいは労災保険法に基づく請求と救済給付の申請を同時に行うことも可能です。